

○ あいち森と緑づくり事業について

(1) 事業創設の背景

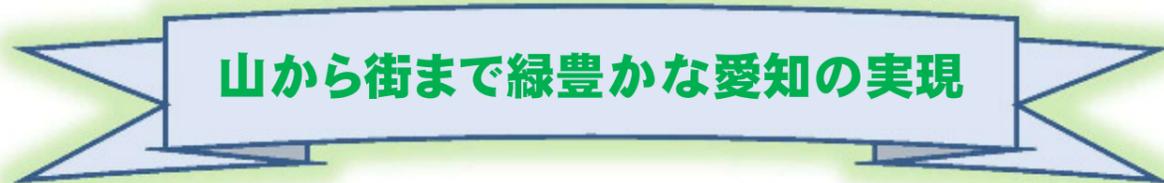
- 森と緑は、環境保全や災害防止等の様々な働きを通じて、私たちの安心、安全で快適な暮らしを支えている
- 森林・里山林の手入れ不足や都市の緑の減少により、その働きが衰えてしまうことが心配されている



既存の森と緑づくり施策の推進
(森林整備事業、都市公園整備事業等)

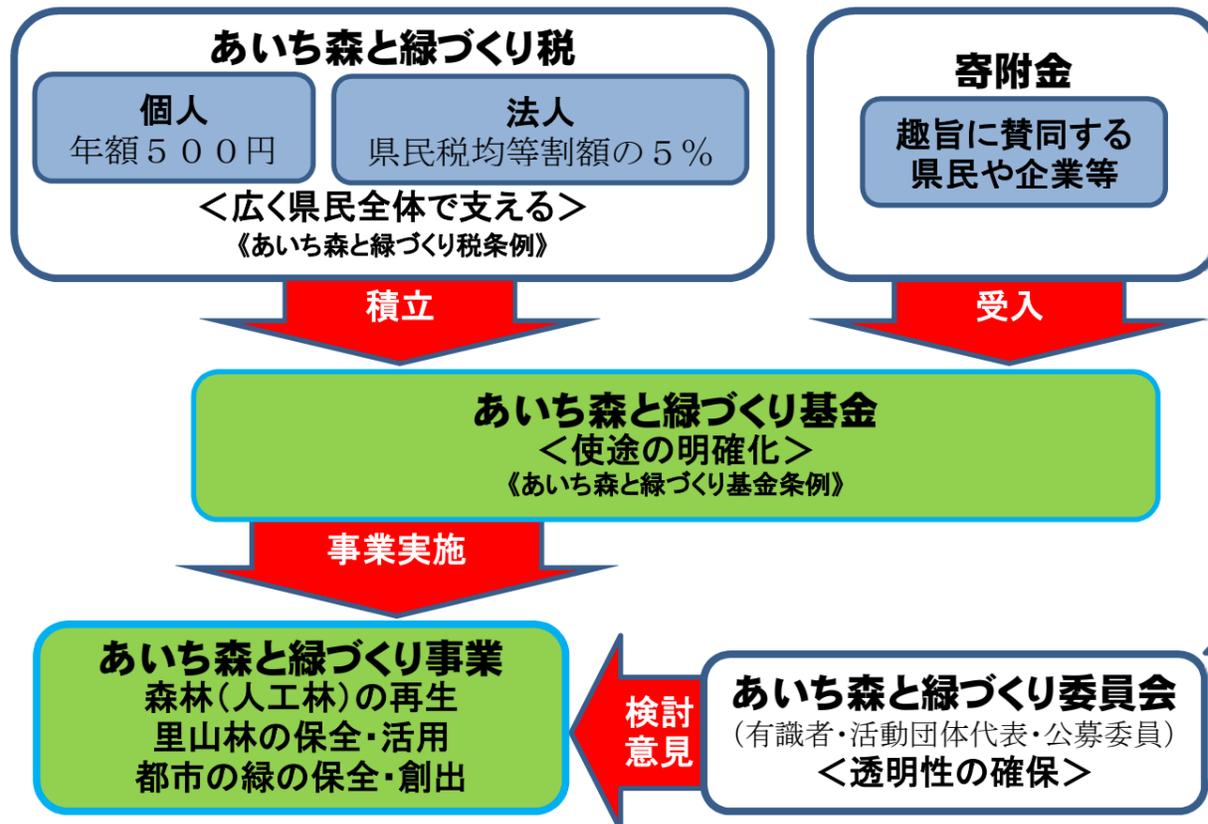


森と緑づくりのための新たな施策
(あいち森と緑づくり事業)



森と緑の公益的機能の発揮
森と緑を県民共有の財産として皆で支える

(2) 事業の仕組み



(3) 主な事業内容

総事業費 220 億円 (10 年間)

分野	事業名	概要
森林整備 【農林水産部】 (113 億円)	人工林整備事業	林道から遠い奥地や公道・河川沿いの間伐 (15,000ha)
	森林整備技術者養成事業	技能講習、実地研修等
里山林整備 【農林水産部】 (24 億円)	里山林再生整備事業	除間伐等の整備と簡易防災施設の設置 (63 箇所)
	身近な里山林整備事業	地域住民、団体等によるモデル的整備や放置された里山林の整備 (129 箇所)
都市緑化 【建設部】 (60 億円)	都市緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備等 ・民有地の敷地又は屋上、壁面等の緑化 ・公共施設の沿道等の街路樹の植え替え等 ・県民参加の都市緑化活動 (2,049 件)
環境活動等推進 【環境部】 (6 億円)	環境活動・学習推進事業	多様な主体による環境保全・環境学習活動 (900 件)
普及啓発等 【農林水産部】 (17 億円)	木の香る学校づくり推進事業	公立小中学校における県産木材製の机・椅子等の導入
	愛知県産木材利活用推進事業	間伐材の搬出促進や公共施設における木製ベンチの導入

(設置目的)

- ・ あいち森と緑づくり事業の透明性の確保
- ・ あいち森と緑づくり基金の適正な運用
- ・ あいち森と緑づくり事業の効果的な推進

(所掌事務)

- ・ 次の事項について意見を述べること
- ・ あいち森と緑づくり事業の計画に関すること
- ・ あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること
- ・ その他、あいち森と緑づくり事業の推進に関すること

(委員の構成)

- ・ 10 人以内で組織
- ・ 任期は 2 年

(委員会の開催)

- ・ 毎年度 3 回程度
- ・ 原則、公開で開催

<平成 26 年度スケジュール>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○			○					○
			第1回			第2回 (現地視察)					第3回

<参考図>



あいち森と緑づくり事業の見直しについて

区分	市町村等	森と緑づくり委員会	その他有識者	主な見直し内容
人工林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○距離要件の緩和による対象森林の拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために広葉樹、保安林等を対象に追加 ○広葉樹林へ転換するための広葉樹植栽メニューの追加 ○公道から200m離れた所でも間伐できる形に ○採択要件の見直し ○切り捨て間伐による林地残材がなくなるような施策を 	<ul style="list-style-type: none"> ○距離要件を緩和し、対象となる森林の区域を拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために広葉樹、保安林等を対象に追加 ○切り捨てられた間伐材の有効活用 ○継続的な森林整備につながる取組への支援 ○広葉樹林へ転換するための広葉樹植栽メニューの追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備の対象の拡大 ○公道沿いはライフライン確保のために公有林・雑木林も対象に、また奥地林は材の搬出も対象に ○切り捨て間伐材の利用促進に力を入れるべき ○人工林以外の公道沿いの間伐や切り捨てられた間伐材の有効活用など、住民の意向を踏まえ、事業内容の柔軟な見直しを 	<ul style="list-style-type: none"> ●山間地域のライフライン確保の観点から、公道沿いにおいて人工林に限らず広葉樹等の一体的な整備を強化 ●資源の有効活用と防災面に配慮し、公道沿いの間伐材の搬出及び奥地林の防災工を推進
里山林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○交付金上限額の引き上げ ○公有林や都市計画区域外の広葉樹林を対象に追加 ○ハード事業と連動した活動経費助成等ソフト事業の新設 ○公有林の整備を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○提案型事業の計画量の拡大 ○ハード事業と連動した活動経費助成等ソフト事業の新設 ○公有林を対象に追加 ○名勝地、文化財等周辺の森林整備の追加 		<ul style="list-style-type: none"> ●竹の除去を伴う里山林健全化整備事業の交付金額の上限を引き上げ ●治山事業の対象とならない保安林や都市計画区域外の里山林を対象に追加 ●実績及び今後の要望がない里山林の用地購入への支援を廃止 ●事業別の計画数量を見直し
都市緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑づくり事業・緑の街並み推進事業における補助対象面積の緩和 ○県民参加緑づくり事業における参加者人数の条件緩和 ○軌道緑化を交付対象に追加 ○既存樹林を健全化（竹林対策・ナラ枯れ対策等）する事業の追加 ○維持管理を交付対象に追加 ○生垣設置における延長条件の緩和 ○民有地緑化（空地緑化）における華美な緑化の対策 ○公共施設緑化（屋上・壁面等）の交付金上限額の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の質を評価したうえで実施する仕組みの検討 ○軌道敷緑化は公益性・公共性の面でよい ○緑のカーテンのように一過性でない継続的な緑化が望ましい 		<ul style="list-style-type: none"> ●身近な緑づくり事業について、公共施設緑化を対象に追加し、交付金額の上限を引き上げ ●緑の街並み推進事業のうち空地緑化の交付金額の上限額を見直し ●事業別の計画数量を見直し
環境活動等推進	<ul style="list-style-type: none"> ○団体規模に応じた交付金上限額の引上げ ○水源地などの県外活動を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○助成枠の拡大 ○質の高い事業に充当する効果的な助成 ○環境活動の自立に向けた誘導 ○他事業と連携した取組の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画の事業費を拡大 ●実施団体等に対して、活動や団体運営に必要な情報やノウハウを身につけるための講習会や交流会を新たに実施 ●NPO、企業、大学、行政等の多様な主体が参加・協働して生態系ネットワーク形成を行う交付対象メニューを拡充
木の香る学校	<ul style="list-style-type: none"> ○机、椅子以外に対象を拡大（下駄箱、ロッカー等） ○補助単価の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○机、椅子に限らず助成対象品目の拡大 ○児童、先生への普及啓発の強化 		<ul style="list-style-type: none"> ●下駄箱、ロッカー、教壇等を交付金の対象に追加（平成25年度から実施）
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設を幅広く支援の対象とする ○県民全体の事業として、都市部で奥三河の木材が使われる具体的な形を作る ○公共施設や公立小中学校の机・椅子以外の備品等を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○木材の利用を拡大するため公共施設等への木材利用も事業に 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採された木材の有効活用に繋がるように木材の搬出に対する支援 ○公共施設や木造住宅等における木材利用を推進する制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ●間伐材の搬出に関する取組や公共施設での県産木材を使用したベンチを導入する取組への支援を新設